

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月13日

分任支出負担行為担当官

関東財務局東京財務事務所長 石村 幸三

## 記

### 1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名称 国有財産物件調書作成等業務
- (2) 業務場所 ① 東京都八丈島八丈町三根1940-15  
② 東京都八丈島八丈町大賀郷155  
③ 東京都八丈島八丈町大賀郷156
- (3) 業務内容 「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 自 契約締結日 至 平成30年2月23日

### 2 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等(調査・研究)」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、責任をもって業務を履行することができる者であること。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附

則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

(8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先

関東財務局 東京財務事務所 第2統括国有財産管理官

〒113-8553 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎4階

電話 03-5842-7021

### 4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付及び参加申込み（郵送不可）

① 期 間 平成29年11月13日（月）から

平成29年11月29日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 時 間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

③ 場 所 上記3に同じ

④ その他 入札説明書の交付を受けようとする者は、「等級決定通知書（写）」を持参すること。

(2) 入札

① 日 時 平成29年12月4日（月）10時00分

② 場 所 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎 5階 会議室

(3) 開札

入札締切後ただちに、入札場所で開札する。

### 5 入札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は、入札説明書による。